

愛知県立半田商業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

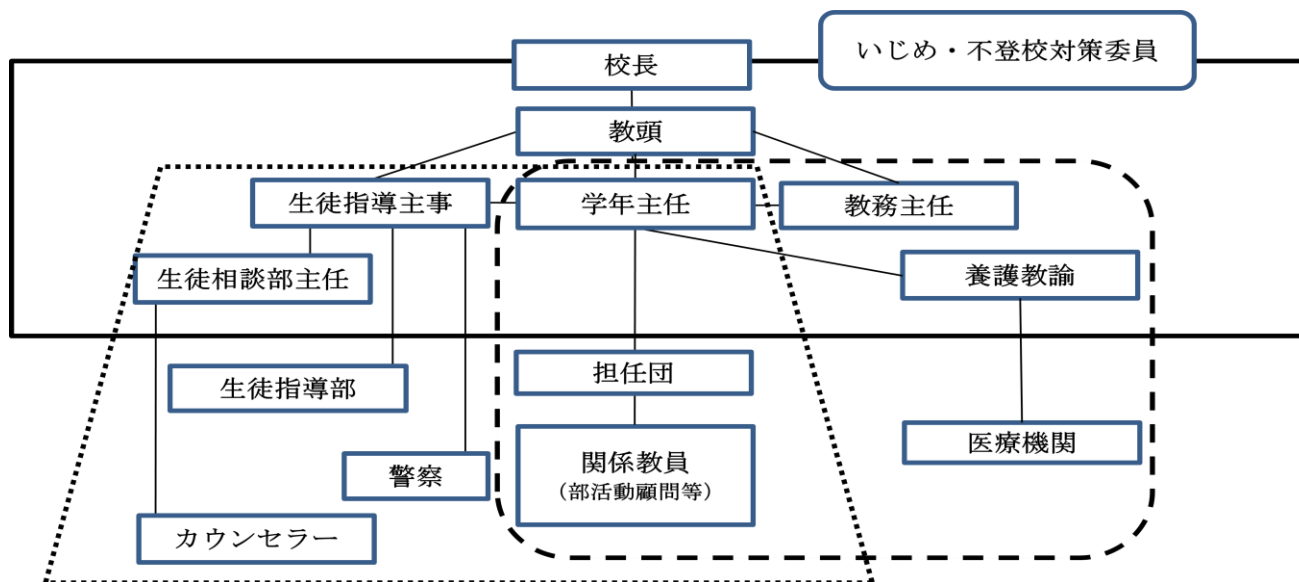
ア 委員会のメンバー

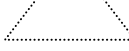

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒相談部主任、学年主任、養護教諭
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

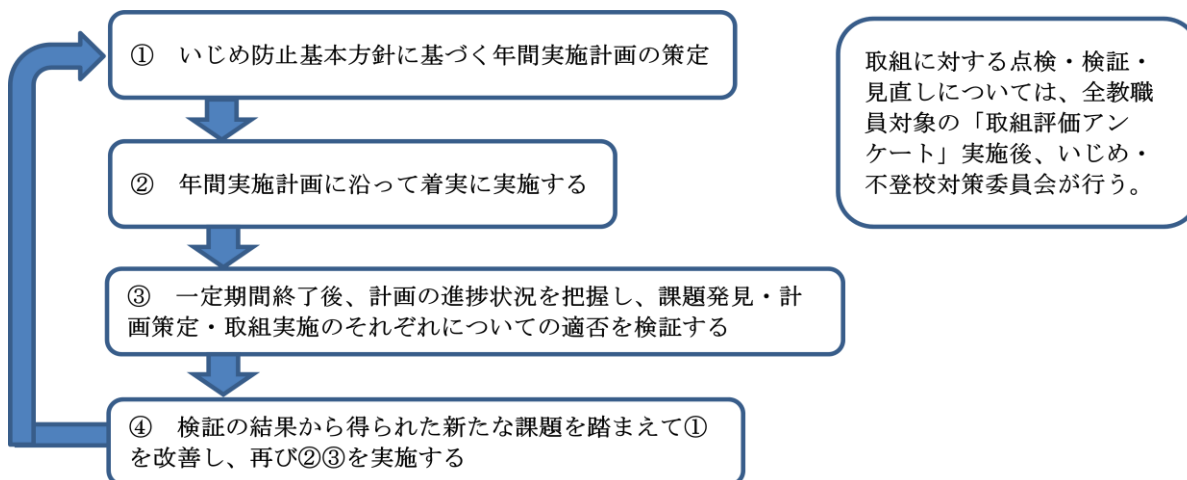
【組織図】



注)  は、いじめ行為と認知された事案に対して指導・支援と再発防止をするチーム。
 は、いじめ行為が疑われるも、すぐに認知することが難しく、しばらく経過観察・見守りを要する事案に対して支援をするチーム。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCA サイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

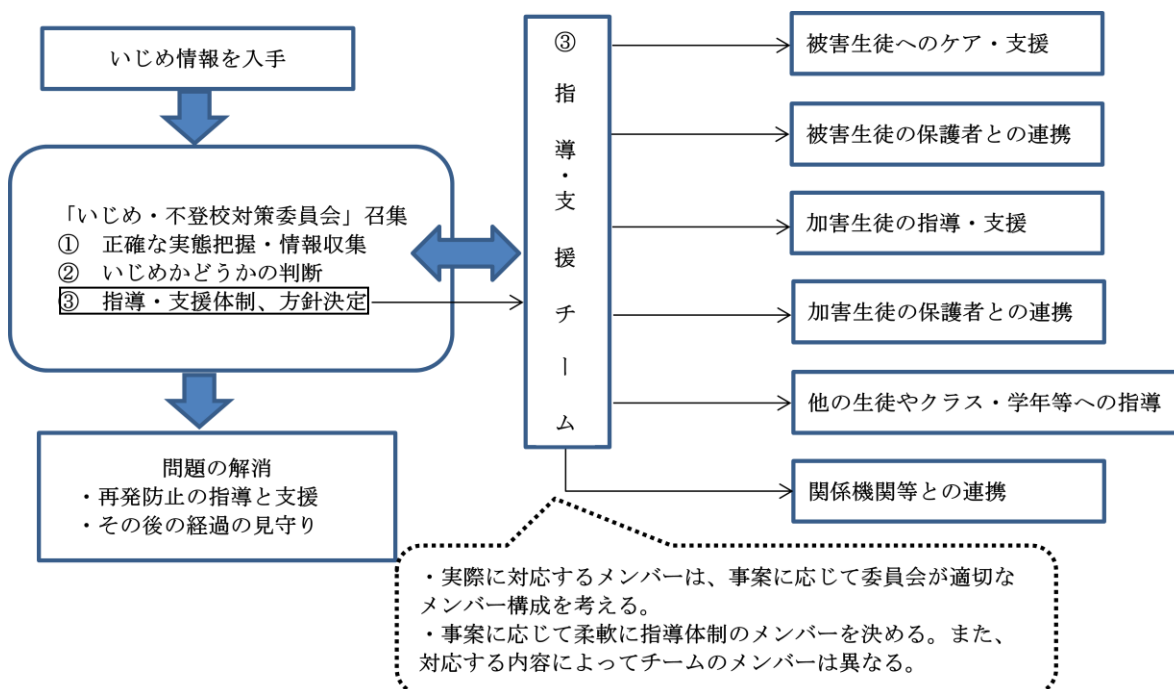
- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修等を活用し、「いじめ・不登校・人権」をテーマとした講話を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報を入手した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、正確な実態把握・情報収集に努め、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消まで、この「組織」が責任をもつ。



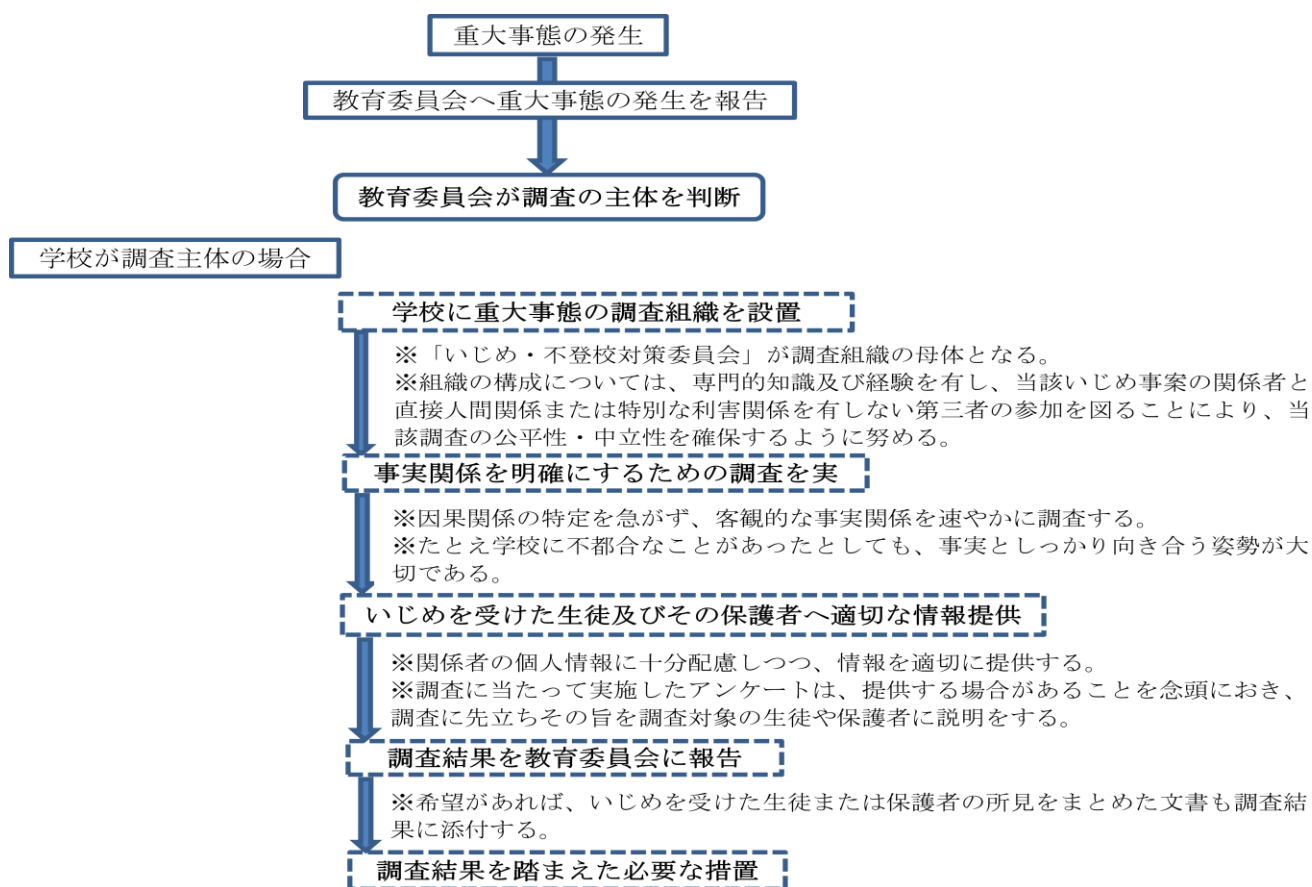
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、下図の「重大事態対応流れ図」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



III いじめの防止等に関する具体的な取組について

公開授業週間の設定（わかる授業の推進）	いじめ報告書の主旨説明と配布
学校アンケート（生活実態調査）の実施	生徒指導だよりの発行
いじめ報告書提出箱設置	いじめ実態調査アンケートの実施
いじめ防止標語及びポスターの作成と掲示	個人面談の実施
人権、情報モラル・マナー講話	情報モラル・マナー教育研究会
いじめのサイン発見シート（保護者用）配布	相談だよりの発行
交通立哨・あいさつ運動・地域清掃活動	健康調査の実施

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、規律指導の確立、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>オ 定期的な「いじめ実態調査アンケート」(年2回)の実施やいじめ報告書(年3回)の全生徒配布を通じて、いじめの抑止を図る。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実(年2回:7月、12月)【進路指導部・商業科会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定(年3回:5月、9月、1月)【教務部】</p> <p>○いじめ実態調査アンケートの実施(年2回:6月、11月)【学年会・生徒指導部】</p> <p>○いじめ報告書の配布(年3回:7月、12月、3月)【生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施(年2回:4月、9月)【各学年会】</p> <p>○保健調査の実施(4月)【保健部】</p> <p>○学校アンケート(生活実態調査)の実施(12月)【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話、いじめ防止標語及びポスターの作成と掲示(10月~12月)【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル・マナー教育研究会(3月)【1・2学年会・商業科会】</p> <p>○情報モラル・マナー講話(年2回:4月、2月)【生徒指導部】</p> <p>○生徒指導だよりの発行(年3回:7月、12月、3月)【生徒指導部】</p>	<p>○公開授業(年3回:5月、9月、1月)</p> <p>○学校見学会(年2回:11月、12月)</p> <p>○学校評価委員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施(毎月10日:交通立哨、月1回の地域清掃活動、年9回のあいさつ運動)</p> <p>○保護者・地域と協同したボランティア活動等の実施(年2回:保護者との繁華街巡回指導、年3回:保護者との交通立哨、年3回:半田警察・地域住民との交通安全県内一斉大監視)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)、「いじめ報告書」(年3回)の実施、「いじめ報告書」提出箱の設置や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知(「相談だよりの発行」年3回:7月、12月、3月)【生徒相談部】</p> <p>○いじめ報告書提出箱の設置(校内1か所)【生徒指導部】</p> <p>○いじめ実態調査アンケートの実施(年2回:6月、11月)【学年会・生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施(年2回:4月、9月)【各学年会】</p>	<p>○保護者へ「いじめのサイン発見シート」配布(年3回:7月、12月、3月)【生徒指導部】</p>

<p>いじめ に対する 措置</p>	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の理解・協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係諸機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部】</p>	
<p>点検・ 検証・ 見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（年2回：6月、12月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、規律指導の確立、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 定期的な「生徒指導部だより」(年3回)、「相談だより」(年3回)の全生徒配布を通じて、いじめの抑止を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)、「いじめ報告書」(年3回)の実施、「いじめ報告書」提出箱の設置や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の理解・協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係諸機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル・マナー教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○保健調査の実施【全学年】(保健部) ○相談室やSCの周知【全学年】(生徒相談部) ○情報モラル・マナー講話【全学年】(生徒指導部)	○個人面談週間【全学年】(学年会) ○いじめ報告書提出箱の周知【全学年】(生徒指導部)		○毎月10日交通立哨活動 ○県内一斉交通大監視 ○いじめのサイン発見シート配布【全学年】
5月	○公開授業の実施【全学年】(教務部)		○現職研修①(講話)	
6月		○いじめ実態調査アンケートの実施【全学年】(学年会)	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	
7月	○いじめ報告書の配布【全学年】(生徒指導部) ○生徒指導だよりの発行【全学年】(生徒指導部) ○体験活動、インターンシップ【2、3年】(進路指導部・商業科会) ○相談だよりの発行【全学年】(生徒相談部)			○あいさつ運動 ○地域清掃活動 ○県内一斉交通大監視 ○PTA繁華街巡回指導
8月				
9月	○公開授業の実施【全学年】(教務部) ○個人面談週間【全学年】(学年会) ○いじめ防止標語及びポスター作成【生活委員】(生徒指導部)		○中間評価→検証	○県内一斉交通大監視
10月	○いじめ防止標語及びポスター作成【生活委員】(生徒指導部)		○現職研修②(事例研究)	○PTA下校指導 ○PTA文化祭活動
11月	○いじめ防止標語及びポスター作成【生活委員】(生徒指導部)	○いじめ実態調査アンケートの実施【全学年】(学年会)		
12月	○人権講話【全学年】(生徒指導部) ○いじめ防止標語及びポスター	○学校アンケートの実施【全学年】(教務部)	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○あいさつ運動 ○地域清掃活動 ○県内一斉交通大監視

	<p>掲示【生活委員】(生徒指導部)</p> <p>○いじめ報告書の配布【全学年】 (生徒指導部)</p> <p>○生徒指導だよりの発行【全学年】 (生徒指導部)</p> <p>○体験活動、インターンシップ【2、3年】(進路指導部・商業科会)</p> <p>○相談だよりの発行【全学年】 (生徒相談部)</p>			○いじめのサイン発見シート配布【全学年】
1月	○公開授業の実施【全学年】(教務部)			
2月	○情報モラル・マナー講話【全学年】(生徒指導部)		○自己評価	
3月	<p>○いじめ報告書の配布【全学年】 (生徒指導部)</p> <p>○生徒指導だよりの発行【全学年】 (生徒指導部)</p> <p>○情報モラル・マナー教育研究会【1、2年】(学年会・商業科会)</p> <p>○情報モラル講話[新入生オリエンテーション]【新1年】(生徒指導部)</p> <p>○相談だよりの発行【全学年】 (生徒相談部)</p>		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	<p>○あいさつ運動</p> <p>○地域清掃活動</p> <p>○いじめのサイン発見シート配布【全学年】</p>